

東京農工大学学術研究支援総合センター運営規則の一部改正

現行	改正案	改正理由
<p>本則</p> <p>第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) センター長</p> <p>(2) 遺伝子実験施設長</p> <p>(3) 機器分析施設長</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 放射線研究室長 2人</p> <p>(5) 農学部・農学府教授会から選出された講師以上の教員 4人</p> <p>(6) 工学部・工学府教授会から選出された講師以上の教員 4人</p> <p>(7) 生物システム応用科学府教授会から選出された講師以上の教員 2人</p> <p>(8) 研究推進部長</p> <p>(9) その他委員会が必要と認めた者</p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) センター長</p> <p>(2) 遺伝子実験施設長</p> <p>(3) 機器分析施設長</p> <p><u>(4) センターの専任教員</u></p> <p><u>(5) 放射線研究室長 2人</u></p> <p><u>(6) 農学部・農学府教授会から選出された講師以上の教員 4人</u></p> <p><u>(7) 工学部・工学府教授会から選出された講師以上の教員 4人</u></p> <p><u>(8) 生物システム応用科学府教授会から選出された講師以上の教員 2人</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p>2 (略)</p>	

附 則(術規則第2号)

この規則は、平成28年4月18日から施行し、平成28年4月1日から適用する。